

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本校は、外国人に対して日本語教育を行い、大学や大学院、専門学校への進学を主な目的としますが、母国での日本企業への就職も視野に入れ、その他の学習者個々の目的を達成するに十分な、総合的コミュニケーション能力の養成と向上を目指します。また、単なる語学習得にとどまらず、日本社会や文化・習慣の理解を深め、日本人との交流で中心的な役割を果たす人材育成を目指しています。

(名称)

第 2 条 本校は、Tokyo One 日本語学校 千葉本校という。

(位置)

第 3 条 本校は、千葉市中央区祐光 4-1-18 に校舎を置く。

第 2 章 コース、修業期間、収容定員および休業日

(コース、修業期間および収容定員)

第 4 条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

コース名	授業時間帯	収容定員/名	クラス数	備考
進学 2 年コース	第 1 部	60	3	4 月生 60 名
	第 2 部	60	3	4 月生 60 名
進学 1.9 年コース	第 1 部	40	2	7 月生 40 名
	第 2 部	40	2	7 月生 40 名
進学 1.6 年コース	第 1 部	40	2	10 月生 40 名
	第 2 部	40	2	10 月生 40 名
進学 1.3 年コース	第 2 部	20	1	1 月生 20 名
一般 2 年コース	第 1 部	20	1	4 月生 20 名
合計		320	16	

(始期・終期等)

第5条 2年、1.9年、1.6年および1.3年コースは、それぞれ4月、7月、9月および1月に始まり、前の3つのコースは翌々年の、1.3年コースは翌年の3月に終わる。

2. 前項の期間を分けて、次の学期とする。

	2年コース	1.9年コース	1.6年コース	1.3年コース
第1学期	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
第2学期	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月
第3学期	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月
第4学期	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月

(休業日)

第6条 本学の休業日は、以下のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (3) 春休み 3月下旬から 4月上旬まで(2週間)
- (4) 夏休み 8月上旬から 8月下旬まで(3週間)
- (5) 秋休み 9月下旬から 10月上旬まで(1週間)
- (6) 冬休み 12月下旬から 1月上旬まで(2週間)

2. 教育上必要であり、かつ、やむを得ぬ事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことができる。

3. 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときには、臨時に授業を行わないことができる。

(授業の終始時刻)

第7条 授業の終始時刻は、次の表のとおりとする。

第1部	09:00～10:30	第2部	13:00～14:30
	10:45～12:15		14:45～16:15

第3章 教育課程、授業時間、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第8条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次の各号に定めるとおりとする。

ただし、ここにいう授業時数の単位時間は、45分とする。

履修科目					授業週数	1週当たり 授業時間数	授業時間数 合計	授業内容（概要）
	進学 一般 2年 コース	進学 1.9年 コース	進学 1.6年 コース	進学 1.3年 コース				
初級Ⅰ	○	○	○		10週	20時間 (5日)	200時間	N5レベルの初級の基礎的な文法などの習得。ひらがな、カタカナの読み書き、基礎的な漢字の習得。数、時間、単語の正確な書き取り。日常生活において、身の回りの単純な基本的会話ができる。
初級Ⅱ	○	○	○	○	10週	20時間 (5日)	200時間	N4レベルの初級の基礎的な文法などの習得。日常会話であれば支障なくでき、加えて意見や推論を述べることができる。また自身のことを伝える文章が書ける。
初中級Ⅰ	○	○	○	○	10週	20時間 (5日)	200時間	N3レベルの文法などの習慣。日常的な場面での会話ができ、まとまりのある文章を理解し、日本人とうまくコミュニケーションをとることができる。
初中級Ⅱ	○	○	○	○	10週	20時間 (5日)	200時間	N3レベルの文法、文章などの習得。日常的な場面や身近な社会問題について、会話ができる。
中級Ⅰ	○	○	○	○	10週	20時間 (5日)	200時間	N2レベルの文法などの習得。関心のある話題について長文の内容把握と正確な情報の読み取り。論理的な文章が書ける。ナチュラルスピードで会話ができる。
中級Ⅱ	○	○	○	○	10週	20時間 (5日)	200時間	N2レベルの文法などの習得。長文の内容把握と正確な情報の読み取り。論理的な文章が書ける。一般的な話題について、ナチュラルスピードでやや複雑な会話ができる。
上級Ⅰ	○	○			10週	20時間 (5日)	200時間	N1レベルの文法などの習得。新聞・小説・論文・抽象度の高い長文が読める。幅広い場面において自然なスピードのまとまりのある会話やニュースなどを聞き、論理構成などを理解できる。複雑な話や交渉などができる。また、まとまりのあるスピーチや司会ができる。
上級Ⅱ	○				10週	20時間 (5日)	200時間	

(学習の評価等)

第9条 学習の評価は、各学期末に行われる期末試験の成績、学期毎の出席状況、授業態度を総合的に判断して A (優)、B (良)、C (可)、D (不可) の4段階で評価する。各学期末の個人の通信簿に記録し手渡される。進級の可否は学期開始日に発表される。

(教職員組織)

第10条 本校には次の教職員を置く。

- (1) 校長
 - (2) 教務主任
 - (3) 教員 7名以上 (うち専任3名以上)
 - (4) 事務職員 1名以上 (兼任も可とする)
2. 前項のほか、必要な契約職員を置くことができる。
 3. 校長は公務をつかさどり、所属職員を監督する。
 4. 校長は各学期に最低1回以上の教職員全体による会議を設け、クラス全体の進行状況、学生の習得状況、生活状況を検討する。
 5. 教務主任は教務の主任を務め、全課程の監督を行う。
 6. 生活指導及び進路指導に関する知識を有する教員又は事務職員の中から定められた生活指導担当者は、適切な生活指導及び進路指導を行う。
 7. 各クラスの担任教員はそのクラスの他の教員と、学生の習得状況、出席状況及びカリキュラムについて適宜ミーティングを行う。
 8. 初任教員は一定期間の研修を受け、本校のクラス運営、ファイリング、授業法等の説明を受け、それを励行するものとする。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 在留資格留学により本校に入学する者の入学資格は、以下の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育もしくはそれに準ずる課程を修了している者又は修了する見込みのある者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可された者、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼のおける財政保証兼身元保証人を有する者
- (5) 日本語を150時間以上履修し、日本語能力N5級程度以上の日本語能力がある者

2. 在留資格に問題がない者の本校への入学資格は、上記の条件に限らず、校長は入学を許可することができる。

(入学時期)

第12条 本校への入学は、年4回とし、その時期は、4月、7月、10月及び1月とする。

(入学手続)

第13条 本校への入学手続は、以下のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める入学出願料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 本校は前号の手続を完了した者に対して選考を行い、必要な手続を経て入学者を決定する。

(休学、退学)

第14条 学生が疾病その他のやむを得ない事由によって、10日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書等必要な書類を添えて申請し、校長の許可を得なければならない。

2. 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第15条 期間の途中で退学する者は、その事由を書面にて届け、校長の許可を受けなければならない。

(修了及び卒業の認定)

第16条 校長は、前号で定められた各学期について第9条に定める学習の評価を行い、総合してC以上の判定を受け、かつ累計出席率が80%以上の者に対して当該コースの修了を認定する。

2. 校長は、本校の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を、各コースに定められた学習を終えた者に対して、修了書を授与する。また、一年以上の学習を終えたものに対して、学習証明書を発行する。

(褒章)

第17条 校長は、卒業までの累計出席率が100%の者に対して皆勤賞を、また、99%の者に対して精勤賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第18条 学生が、本校の学則・規則を守らず、その本分にもとる行為があったときには、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

2. 懲戒処分の種類は、訓告、停学、退学及び除籍の4種類とする。
3. 前項の除籍処分は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。
 - (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なく出席が不良な者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第5章 学生納付金

(学生納付金)

第19条 本校各コースの学生納付金は、次のとおりとする。(教材費・課外活動費・健康管理費がその他の納付金に含まれるものとする)

		選考料	入学金	授業料	その他の納付金	計
進学2年コース	1年目	20,000	60,000	740,000	20,000	840,000
	2年目	—	—	740,000	20,000	760,000
進学1.9年コース	1年目	20,000	60,000	740,000	20,000	840,000
	2年目	—	—	555,000	20,000	575,000
進学1.6年コース	1年目	20,000	60,000	740,000	20,000	840,000
	2年目	—	—	370,000	10,000	380,000
進学1.3年コース	1年目	20,000	60,000	740,000	20,000	840,000
	2年目	—	—	185,000	10,000	195,000
一般2年コース	1年目	20,000	60,000	740,000	20,000	840,000
	2年目	—	—	740,000	20,000	760,000

(納入)

第20条 学生が本校に籍を置いている期間中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2. 学生の授業料は申請学期の初日から計算され、自己都合によって入学が遅れても、その期間の授業料の振替えあるいは免除は行わないものとする。

3. いかなる学生でも休学した場合、授業料の振替えあるいは免除は行わないものとする。

(滞納)

第21条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を1学期以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該学生に対して除籍処分を行うことができる。

(学生納付金の返還)

第22条 入学を辞退した場合、消費者契約法に基づき納入済授業料等の取り扱いは次のように定める。

2. 「在留資格認定証明書」が不交付の場合、選考料以外は返還する。

3. 「在留資格認定証明書」が交付され、本国の大使館で留学ビザの手続きしてない場合、または本国の大使館でビザが不交付の場合は、選考料と入学金以外を返還する。
4. 留学ビザを取得し、来日前に入学を辞退した場合は、選考料と入学金以外を返還する。
5. 中途退学の場合は、在籍期間を問わず、初期 6 ヶ月分の学費は返還しない。その場合、退学届けが出された学期の翌学期以降の学費は全額返還する。
6. 前項の手続をする場合には、次の書類のうち、必要とされるものを本学に提出又は提示するものとする。
 - (1) 納付金の領収書
 - (2) 事情説明書
 - (3) 未使用の「在留資格認定証明書」
 - (4) パスポート
 - (5) その他、本校が必要と判断し、提出又は提示を求めたもの

注：必要書類のそろっていない場合や事情説明書の内容が十分でない場合には、納付金を返還できないこともある。

第 6 章 雑則

(学生証)

第 2 3 条 入学時に学生証を発行する。この学生証は、在学期間中、生徒の身分を証明するものであり、常に携帯しなければならない。

(寄宿舍)

第 2 4 条 寄宿舍に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第 2 5 条 本校に入学する学生は入学時に、本国からの健康診断書を提出が望まれる。また、来日後の在学生の健康診断は適宜、別に定めるところにより実施する。

(健康保険加入)

第 2 6 条 在留資格留学を有している者については、国民健康保険に加入しなければならない。

(細則)

第 2 7 条 本学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

付則： 本学則は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。